

箕面船場阪大ヘルスケア総合センター（仮称）

整備基本計画等策定支援業務委託

仕様書

令和5年11月

箕面市

1. 業務委託名

箕面船場阪大ヘルスケア総合センター（仮称）整備基本計画等策定支援業務委託

2. 本業務の背景と目的

本市では、全国平均より早いペースで後期高齢者数の増加が見込まれ、それに伴い、要介護認定者数の増加も予測されている。加えて、少子化による就業人口の減少や医療費・介護給付費の増加も予測されており、引き続き社会保障制度を継続させるためには、いつまでも元気でいきいきとした生活ができるよう、市民一人ひとりの健康づくりを支援する体制づくりが求められている。

市民一人ひとりの健康づくりに当たっては、従来から健康施策を展開しているが、生きがいや趣味活動のような生活分野の要素も大きく影響していることから、より個別性や多様性に対応した健康づくりへの支援が必要である。

このような背景を基に、幅広い市民のニーズに対応した健康づくりの支援を念頭に置き、産官学との協働による複合型施設の整備を検討している。

本業務は、箕面船場阪大ヘルスケア総合センター（仮称）（以下「センター」という。）の整備方針（施設が備える機能、運営手法、スケジュール等）にかかる基本的な事項の検証等を行い、専門的な知識や豊富な経験等を活かした助言を行うなど、基本計画の策定を支援するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和6年3月22日までとする。なお、市の手続きを経た上で延長することがある。

4. 本業務内容

（1）基本計画の策定支援

市が策定する基本計画案に対し、専門的知見から助言等を行うこと。

（2）センターの整備方針の策定

ア. 市が検討する運営手法にかかる実行可能性の検証

イ. 建物（センター）の規模等の検証

ウ. センターのフロア毎が備える機能及び配置の検証

エ. 類似施設における工事費単価の算出（1㎡あたり）

オ. 市の検討図面を基にしたフロア毎の基本設計図の作成

カ. 建物（センター）パースの作成

キ. 整備スケジュールの検討

（3）基本計画概要版の策定

確定した基本計画の内容を要約し、概要版の原稿を作成すること。

(4) 基本計画、概要版等の印刷製本

策定した基本計画、概要版等の印刷及び製本を行うこと。

5. 資料の貸与及び返却

本業務を進めるに当たって必要な本市が所有する資料については、受託者と協議の上貸与する。なお、受託者は、貸与された資料の破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、本業務完了後速やかに発注者に返却しなければならない。

6. 秘密の保持

受託者は、本業務上で知り得た事項を本市の承諾を得ずに第三者に漏らしはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

7. 議事録

受託者は、本業務の遂行において協議事項の内容を確認するため、打ち合わせの都度、議事録を提出し、本市の承認を得るものとする。

8. 成果品

本業務の成果品は、契約書に定めがないものを除き次のとおりとする。なお、電子データについてはPDFファイル及び加筆修正できる電子データファイルをCD-R等の媒体に記録し、市販ソフトウェア（Word、Excel等）にて、容易に閲覧及び印刷できるものとする。

- ① 基本計画概要版 正本（A3）2部、副本（A3）2部
- ② 基本計画 正本（A4）2部、副本（A4）2部
- ③ 業務報告書 各3部
- ④ 上記基本計画、概要版、パース及び基本設計図の電子データ 一式
- ⑤ 調査・検討の過程で収集した資料等

9. 参考文献等の明記

成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう対応することとし、必要に応じて文献・資料の引用先等について明記するものとする。

10. 成果品の検査及び手直し

- (1) 受託者は、本業務完了時に成果品及び必要な資料を業務完了届及び納品書

とともに提出し、発注者の検査を受け、訂正等を指示された場合には、受託者の責において、直ちに訂正しなければならないものとする。

- (2) 成果品の受け渡し後においても、明らかに受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに訂正し、補足その他の措置を行わなければならないものとする。

1 1. 業務委託料

本業務にかかる委託料は、本業務が完了し、本市が業務完了の確認を行った後受託者に支払う。

1 2. 成果品の帰属

本業務の契約に基づいて作成された成果品は、全て発注者に帰属する。受託者は、発注者の許可なく他に公表、貸与または使用等してはならない。

1 3. その他

- (1) 受託者は、本業務において、市の方針や意向を十分に理解し、関連する分野における専門性と高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、良質かつ安定的な支援を提供する。
- (2) 受託者は、常に発注者である市の支援者としての立場に立ち、本市の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、本市との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底する。
- (3) 本業務に関する費用は、受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に定められた事項及び定めのない事項について、疑義が生じた場合や改善の必要性があると認められた場合には、本市と受託者とが協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行する。